

歯界展望

DENTAL OUTLOOK

4

VOL.117 NO.4
APRIL 2011



特別寄稿

自家歯牙移植の経過から実感する“歯根膜”の威力

法花堂 治

新連載

BTECでペリオ

山本浩正

麻里先生のペリオ日記

中家麻里

医歯薬出版株式会社

<http://www.ishiyaku.co.jp/>

歯科医師のための 法務・税務

Q & A

4

司法書士法人鈴木事務所

<http://www.suzukijimusho.com/>

司法書士・行政書士

鈴木龍介

Ryusuke Suzuki

具体的なご相談や詳しい内容については、下記までお問合せください
司法書士法人鈴木事務所
info@suzukijimusho.com

キャンペーンなどをホームページに 掲載できますか？…歯科医院のホームページ

Q 当院は開業して間もないこともあり、「開業記念 インプラントの治療費を10%OFF」と銘打ったキャンペーンをホームページに掲載して、集患を考えていますが、広告の規制対象となるのでしょうか？

A 医療法上、ホームページは広告規制の対象となっておりませんので、このようなキャンペーンを実施する旨を掲載しても違法ではありません。しかし、歯科医師としての品位を害するおそれがあるため、掲載は控えるべきでしょう。

1. ホームページと 医療法上の広告規制

(1) 広告規制の該当性

医療法では、誇大広告を防止し、不確かな情報から患者を保護するため、歯科医業に関しては法律上許された事項を除き、広告をしてはならないものとしています。この場合の「広告」とは、患者の受診等を誘引する意図のもと、歯科医院の名称を不特定多数の者に認知しうる状態にある情報媒体のことをいいます。たとえば、チラシやパンフレット、看板、新聞・雑誌、説明会・相談会などで歯科医院の名称を集患目的でアピールすることは、「広告」

とみなされます。

一方、インターネット上の歯科医院のホームページは、厚生労働省の「医療広告ガイドライン（2008年11月改定）」（以下、広告ガイドライン）によりますと、歯科医院の情報を得ようとする者が自らアクセスして閲覧することから、単なる情報提供や広報とされ、医療法上の「広告」とはみなされません。

したがって、極論を言ってしまえば、歯科医院のホームページには何を掲載しても、医療法に違反することはないということになります。

(2) ネット上の情報と広告規制

ホームページは医療法上の広告とみ

なされませんが、広告ガイドラインでは、以下のネット上の情報についても不特定多数の者を対象に患者を誘引する広告として規制の対象としています。
①ホームページのURLやEメールアドレス；特定の意味を連想させるURLやアドレスの使用は、検索エンジン等によって一般人からのアクセスを容易にするものであるため、規制の対象となります。

[例]

- <http://hagasirokunaru.ne.jp>
→歯が白くなる；治療効果を想起させるURL
- no1dentist @***.co.jp
→No.1 dentist；比較広告に該当するアドレス

②メールマガジン、バナー広告；歯科医院とは直接関係のないメールマガジン、商用サイト等に費用を支払って掲載するバナー広告は、一般人に対する歯科医院の名称を知らしめる効果を目的とするものであるため規制の対象となります。

③検索サイト；検索サイトにおいて特定の文字で検索した際にスポンサーとして別枠に表示される場合や、検索サイトの運営会社等に費用を支払い意図的に検索結果の上位に表示されるようにした場合などは、一般への歯科医院に対する周知を目的と

表1 主な掲載不適格内容

広告が可能とされていない事項	<ul style="list-style-type: none"> 未承認医薬品による治療の内容 著名人も治療を受けている旨
虚偽の内容	<ul style="list-style-type: none"> 「絶対安全な手術」「100%成功」などの表記 虚偽の経歴
比較広告的な内容	<ul style="list-style-type: none"> 「日本一」「No.1」「最高」等の表現
誇大広告的な内容	<ul style="list-style-type: none"> たとえば、診療報酬の一部が安価であることを強調し、その他の診療が通常の価格である旨の注釈が小さな文字で付されている場合など
客観的な事実であることを証明できない内容	<ul style="list-style-type: none"> 医学的根拠のない民間療法 患者の体験談の紹介
ある治療法の利点だけを示して欠点を示していないもの	<ul style="list-style-type: none"> たとえば、非抜歯矯正において、口元の前突感が残ることがあることを明記しない場合など
その他	<ul style="list-style-type: none"> 患者・地域住民の不安をあおる内容 誹謗中傷 必要以上に患者の勧誘を図る内容 品位を損ねる内容（費用を強調した内容など） 医薬品の商品名 外部スポンサーの広告

(社)日本歯科医師会医療管理委員会、会員歯科診療所ホームページのガイドライン 2010より

表2 主な掲載推奨内容

基本事項	<ul style="list-style-type: none"> 名称、電話番号・FAX番号、所在地、地図、交通手段、Eメールアドレス 管理者および診療に従事する歯科医師の氏名 診療日・診療時間 診療科名 取扱い保険・法令の規定に基づく指定 情報の最終更新日
歯科医師・スタッフ	<ul style="list-style-type: none"> 歯科医師・歯科医療従事者の氏名・略歴・年齢・性別 歯科医師の専門性資格 歯科医師、歯科衛生士、歯科助手、歯科技工士の人数
歯科医療の内容	<ul style="list-style-type: none"> 治療の方法 保険診療・自由診療 訪問診療の実施 受診に際しての手続
施設設備	<ul style="list-style-type: none"> 施設概要 保有設備 駐車施設の有無
診療以外のサービス	<ul style="list-style-type: none"> 歯科健康診査、歯科検診の実施 保健指導、歯科健康相談の実施 対応できる言語
費用	<ul style="list-style-type: none"> 自由診療にかかる費用 費用の支払方法 各種証明書の発行・請求
他の医療機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 紹介可能な他の病院・診療所 セカンドオピニオンの実施・協力
広報	<ul style="list-style-type: none"> 自院の携帯サイトのQRコード 広報内容の問い合わせ窓口

(社)日本歯科医師会医療管理委員会、会員歯科診療所ホームページのガイドライン 2010より

するものであるため、規制の対象となります。

2. ホームページのガイドライン

(1) 概要

日本歯科医師会は、歯科医院がホームページを通じて適切な施設情報、医療情報を提供し、歯科医療への信頼を損なわないようするため、2010年3月に「会員歯科診療所ホームページのガイドライン」（以下、HPガイドライン）を策定し、会員に対して遵守を求めるとともに、非会員の歯科医院についても指針として活用することを念頭においています。

このHPガイドラインに違反しても罰則等はありませんが、その遵守の程度は歯科医院の信頼性に対する目安と

なるものといえるでしょう。

(2) 基本的な遵守事項

HPガイドラインは、①誤解を与えるような表現を避けること、②公正・公平な内容であること、③最新の情報を提供すること、④質問や苦情に対応すること、⑤虚偽の内容や誇大・比較広告的な表現を行わないこと等を遵守するよう歯科医院に求めています。

そのほか、平易な言葉を使用することや情報を整理して見やすくすることといった閲覧者への配慮、他のホームページへのリンクに関する適切な運用といった点についても示しています。

(3) 掲載推奨内容と不適格内容

HPガイドラインでは、ホームページでの掲載推奨内容と掲載不適格内容について示しています（表1、2）。

3. その他の留意点

(1) 著作権・肖像権

転載許可が明記されているものやフリー素材を除き、出版物やインターネット上にある文章や写真、画像等を、権利者の承諾なく歯科医院のホームページに掲載することはできません。

(2) 個人情報保護

2005年の個人情報保護法の施行に伴い、厚生労働省は「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を定め、個人情報の利用目的の公表方法としては、歯科医院内に掲示するとともに、ホームページ等へも掲載し、なるべく広く公表することが望ましいとしています。